

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育の実施体制）が，大学の目的に照らして適切なものであること。

観点 2 - 1 - : 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

大学の目的の基底をなしている基本理念（前述資料 1 - 1 - - A）には、学問の自由と多様性の堅持、学術と学芸のあらゆる分野で新たな時代にふさわしい体系と枠組みを創出することを掲げており、その理念を遂行するために、総合大学として法文学部、教育学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、農学部、水産学部の広い学問領域を網羅する 8 学部が組織されている。（資料 2 - 1 - - A、資料 2 - 1 - - B、資料 2 - 1 - - C、別添資料 2 - 1 - - 1，別添資料 2 - 1 - - 2）

資料2 - 1 - - A

鹿児島大学学則（抜粋）

(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki-int/reiki_honbun/ax89000951.html)

（学部、学科及び課程）

第5条 本学に次の学部、学科及び課程を置く。

法文学部 法政策学科、経済情報学科、人文学科

教育学部 学校教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程、生涯教育総合課程

理学部 数理情報科学科、物理科学科、生命化学科、地球環境科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

工学部 機械工学科、電気電子工学科、建築学科、応用化学工学科、海洋土木工学科、情報工学科、生体工学科

農学部 生物生産学科、生物資源化学科、生物環境学科、獣医学科

水産学部 水産学科、水産教員養成課程

2 前項に規定する学部に、別表第1のとおり講座、学科目及びその他の教員組織を置く。

3 第1項に規定する学部の収容定員は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第5条関係)

学部名	学科又は課程名	講座、学科目又はその他の教員組織名
法文学部	法政論学科	政策科学 市民法 法交渉
	経済情報学科	経済システム 経営情報 地産計画 国際協働
	人文学科	人間科学 地産環境 日本・アジア総合文化 ヨーロッパ・アメリカ総合文化
教育学部	学校教育教員養成課程	国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 特別支援教育教員養成課程
	特別支援教育教員養成課程	教育 美術教育 保健体育 技術教育 家庭教育 英語教育 学校教育
	生涯教育総合課程	教育 学校教育
理学部	数理情報科学科	数理構造 現象数理 情報数理
	物理科学科	物性理論 固体物理 宇宙情報
	生命化学科	分子機能化学 有機化学 生命機能
	地球環境科学科	地質科学 島嶼火山 環境解析 多様性生物学
医学部	医学科	医学概論学 疾病病態学 疾病病態学 医学英語学 臨床英語学
	保健学科	総合基礎看護学 臨床看護学 母性・小児看護学 地域看護学 看護情報学 基礎理学療法学 臨床理学療法学 基礎作業療法学 臨床作業療法学
歯学部	歯学科	歯科常態学 歯科病態学 発達育成歯科学 口腔顎顔面歯科学
工学部	機械工学科	設計生産システム工学 エネルギーシステム工学
	電気電子工学科	電子物性デバイス工学 電気エネルギー工学 通信システム工学
	建築学科	建築構造構成学 居住環境構成学
	応用化学工学科	分子工学 機能材料工学 化学システム工学
	海洋土木工学科	環境システム工学 建設システム工学
	情報工学科	知能情報工学 情報システム工学
	生体工学科	生体機能材料 生体電子工学
農学部	生物生産学科	作物生産学 園芸生産学 病害虫制御学 家畜生産学 農業経営経済学
	生物資源化学科	生命機能化学 食品機能化学 食糧生産化学
	生物環境学科	森林管理学 地産資源環境学 環境システム学 生産環境工学
	獣医学科	基礎獣医学 病態・予防獣医学 臨床獣医学 先端獣医学
	水産学部	水産学科
	水産教員養成課程	水産教員養成課程分野

別表第2(第5条関係)

学部	学科・課程	入学定員	第2年次編入学定員	収容定員
法文学部	法政論学科	95		300
	経済情報学科	145		500
	人文学科	155		620
	計	395	10	1,600
教育学部	学校教育教員養成課程	225		900
	特別支援教育教員養成課程	15		60
	生涯教育総合課程	35		140
	計	275		1,100
理学部	数理情報科学科	40		160
	物理科学科	45		180
	生命化学科	50		200
	地球環境科学科	50		200
	計	185		740
医学部	医学科	85	※ 10	560
	保健学科	80	10	340
	看護学専攻	20	5	90
	理学療法学専攻	20	5	90
	計	125	20	520
歯学部	歯学科	205	30	1,000
工学部	歯学科	55		330
	機械工学科	94		376
	電気電子工学科	78		312
	建築学科	55		220
	応用化学工学科	60		240
	海洋土木工学科	48		192
	情報工学科	60		240
	生体工学科	60		240
	計	455	10	1,940
農学部	生物生産学科	80		320
	生物資源化学科	60		240
	生物環境学科	65		260
	獣医学科	30		120
	計	235		940
水産学部	水産学科	130		520
	水産教員養成課程	10		40
	計	140		560
合計		1,945	50	8,250

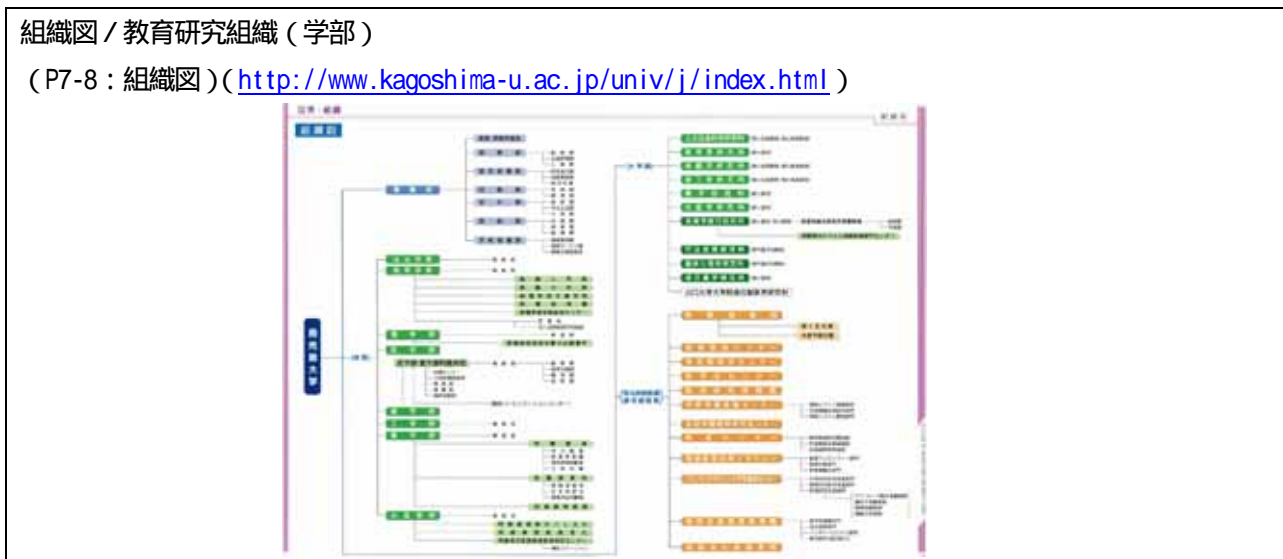
備考 ※印を冠するものは、第2年次編入学定員を示す。

（出典 鹿児島大学学則）

資料2 - 1 - - B

組織図 / 教育研究組織 (学部)

(P7-8 : 組織図)(<http://www.kagoshima-u.ac.jp/univ/j/index.html>)



(出典 鹿児島大学概要)

資料2 - 1 - - C

学部・学科ガイダンス

(P4-7:学部・学科ガイダンス)(http://kss.kuas.kagoshima-u.ac.jp/nyushi/nyu/annai/annai_top.htm)



(出典 受験生のための大学案内)

【根拠資料欄】

別添資料2 - 1 - - 1

組織図 (鹿児島大学概要)

別添資料2 - 1 - - 2

学部・学科ガイダンス (受験生のための大学案内)

【分析結果とその根拠理由】

本学は8学部より構成され、多種多様な学問領域に対して教育を実践することができ、幅広い学生のニーズに対応が可能となっている。学部内では、個々の教育研究の目的に応じて、学科、課程、コースといった多様な編成をとっている。

このことは、本学の使命である、「学問の自由と多様性の堅持、学術と学芸のあらゆる分野で新たな時代にふさ

わしい体系と枠組みを創出する」に合致しており、組織構成は適切なものとなっている。

観点 2 - 1 - : 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

教育センターが、教養教育と専門教育のための基礎教育を担っており、教養教育科目は全学の約 400 名の常勤教員と 200 名の非常勤教員で担当している。

教育センターには、共通教育企画実施部、高等教育研究開発部、外国語教育推進部の部門を置き、前者には、教養科目、情報科学科目、外国語科目、体育・健康科目、日本語・日本事情科目、基礎教育科目の各専門委員会を置いている（資料 2 - 1 - - A、資料 2 - 1 - - B、資料 2 - 1 - - C、別添資料 2 - 1 - - 1、別添資料 2 - 1 - - 2）。いずれの委員会も全学部から選出された委員で構成され、全学の総意をまとめながら教養教育を実施している。後二者の部では高等教育のあり方、FD 及び教育評価の研究開発、及び新しい外国語教育体制の構築にあたっている（別添資料 2 - 1 - - 3）。

教育センターでは、教養科目の整理やシラバスの改善を行い、教育目標が理解しやすい体制作り（資料 2 - 1 - - D、別添資料 2 - 1 - - 4）を目指している。学生の思考過程を重視し、多面的視野、総合的判断力、課題探求能力を高めるため、例えば、教養セミナーの開講、国際体験教育の 3 科目から 7 科目へ、鹿兒島周辺での体験教育の 2 科目から 8 科目への充実を図るなどの工夫も行っている。

資料 2 - 1 - - A

鹿兒島大学教育センター規則（抜粋）

(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89002791.html)

(目的)

第 2 条 センターは、高等教育に関する研究・開発・提言、全学協力体制に基づいて実施する共通教育・基礎教育(以下「共通教育等」という。)の企画・立案・実施、外国語教育の企画・提言、教育に係る全学的な連絡調整等を行うことにより、鹿兒島大学(以下「本学」という。)の教育の充実・発展を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高等教育の研究・開発・提言に関すること。
- (2) 共通教育等の企画・立案・実施に関すること。
- (3) 外国語教育の企画・提言・推進に関すること。
- (4) 大学教育の全学的な連絡調整に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第 4 条 センターに、次に掲げる組織を置く。

- (1) 高等教育研究開発部
- (2) 共通教育企画実施部
- (3) 外国語教育推進部

(出典 鹿兒島大学教育センター規則)

資料2 - 1 - - B

教育・研究活動の概要

(P13:教育研究施設)(<http://www.kagoshima-u.ac.jp/univ/j/index.html>)



(出典 鹿児島大学概要)

資料2 - 1 - - C

教育・研究活動の概要

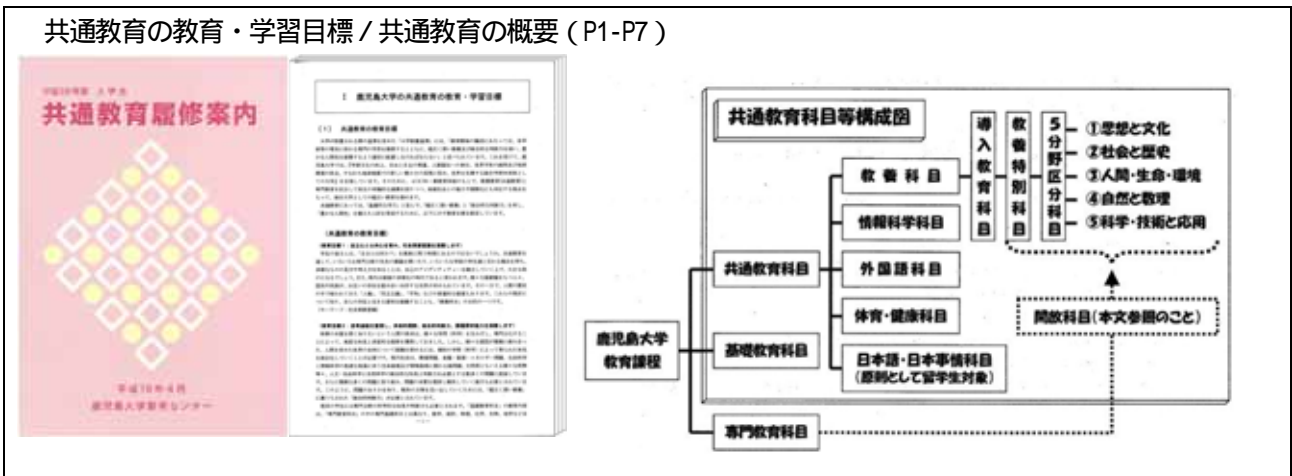
(P8-9:教育・研究活動の概要)(http://kss.kuas.kagoshima-u.ac.jp/nyushi/nyu/annai/annai_top.htm)



(出典 受験生のための大学案内)

資料2 - 1 - - D

共通教育の教育・学習目標 / 共通教育の概要 (P1-P7)



(出典 共通教育履修案内)

【根拠資料欄】

別添資料2 - 1 - - 1	教育センター（鹿児島大学概要）
別添資料2 - 1 - - 2	教育・研究活動の概要 共通教育（受験生のための大学案内）
別添資料2 - 1 - - 3	平成17年度教育センター会議種別報告（教育センター年報No. 3）
別添資料2 - 1 - - 4	共通教育の教育・学習目標（共通教育履修案内）

【分析結果とその根拠理由】

教養教育は、各部局から選出された教員が、教育センター主導の下に取り組んでいる。それらが機能していることは、教育センターの多様な活動状況から見て取れる。以上から教養教育の体制は整備され、機能している。

観点2 - 1 - : 研究科及びその専攻の構成（研究科，専攻以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学は8研究科及び2専門職大学院を有している（前述資料2 - 1 - - C）。8研究科では、大学院学則第2条（前述資料1 - 1 - - A）に則して、学部の教育研究内容をさらに深めるために、研究科及び専攻を配置している。専門職大学院の司法政策研究科、臨床心理学研究科も、大学院学則第2条に則して、実務家養成の立場から、社会の要請にかなった組織形態をとっている。

【根拠資料欄】

なし

【分析結果とその根拠理由】

研究科の構成は、学部教育の特性を、より深く究めることを目的とした本学大学院学則第2条に沿っている。専門職大学院の構成も、社会的ニーズに対応して高度な専門性を持った実務家養成を目指すという本学大学院学則第2条に沿っている。これらの構成は、教育研究の目的を達成する上で適切である。

観点2 - 1 - : 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

該当なし

【根拠資料】

【分析結果とその根拠理由】

観点2 - 1 - : 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

学内共同教育研究施設等は、教育の基本となる研究面での活性化を図る「フロンティアサイエンス研究推進センター」や「産学官連携推進機構」、南地域の拠点に相応しい調査研究のための「多島圏研究センター」、地域社会と一体となった「生涯学習教育研究センター」、留学生の日本語教育及び地域交流等を推進する「留学生センター」、鹿児島大学の教育の充実・発展及び共通教育のための「教育センター」、学内の情報基盤の要となる「学術情報基盤センター」、学生、教職員のための健康維持の施設として「保健管理センター」、図書資料の提供のための「附属図書館」、学術資料の提供を行う「総合研究博物館」、キャンパス内の文化財を調査する「埋蔵文化財調査室」、及び特徴的なものとして、京セラ(株)の寄付金により運営される「稲盛経営技術アカデミー」のように12の施設が設置され、それぞれ教育研究等を支え、また充実するための設備となっている(資料2 - 1 - - A、資料2 - 1 - - B、別添資料2 - 1 - - 1)。

資料2 - 1 - - A

鹿児島大学学則(抜粋)(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000951.html)

(学内共同教育研究施設等)

第7条 本学に次の学内共同教育研究施設等を置く。

附属図書館

保健管理センター

多島圏研究センター

留学生センター

総合研究博物館

学術情報基盤センター

生涯学習教育研究センター

教育センター

稲盛経営技術アカデミー

フロンティアサイエンス研究推進センター

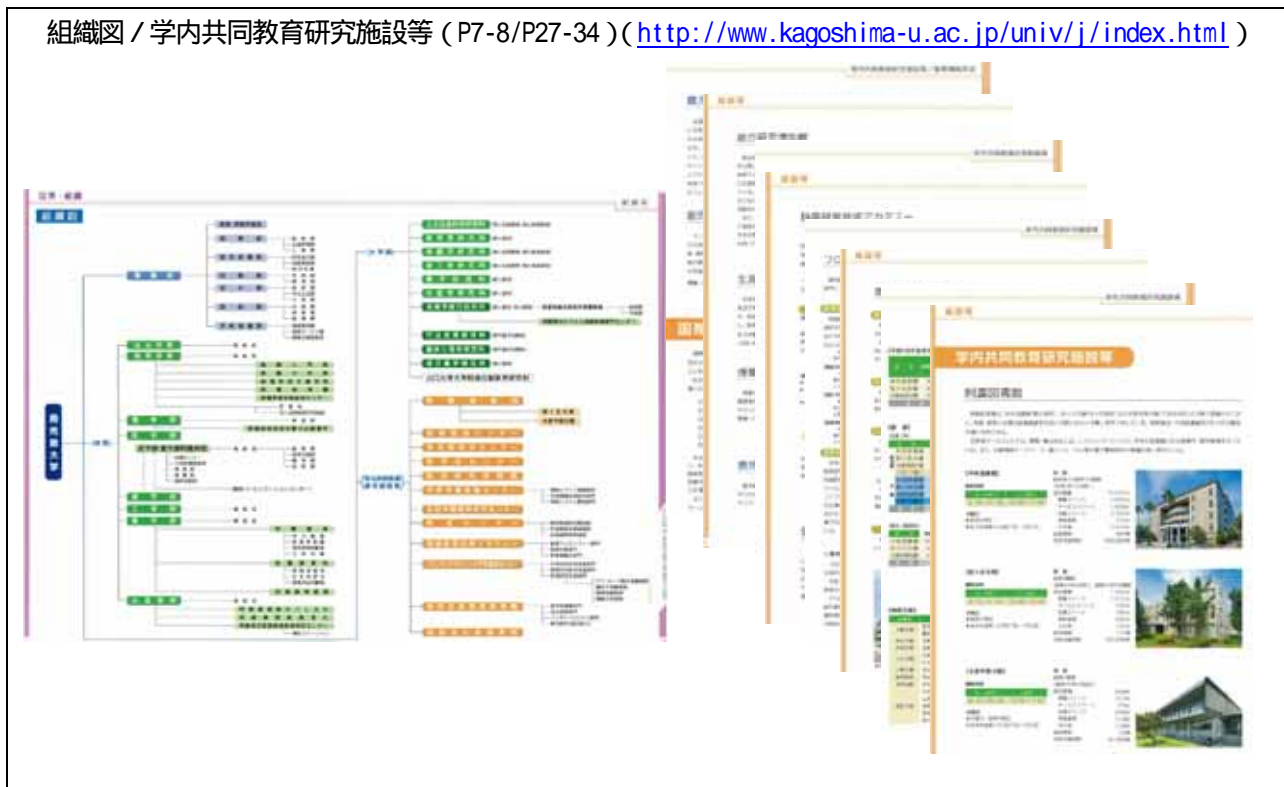
産学官連携推進機構

埋蔵文化財調査室

(出典 鹿児島大学学則)

資料2 - 1 - - B

組織図 / 学内共同教育研究施設等 (P7-8/P27-34) (<http://www.kagoshima-u.ac.jp/univ/j/index.html>)



(出典 鹿兒島大学概要)

【根拠資料】

別添資料2 - 1 - - 1 学内共同教育研究施設等 (鹿兒島大学概要)

【分析結果とその根拠理由】

学内共同教育研究施設等に関しては、様々な教育研究に対応するために設けられている施設である。具体的には、教育・研究に関する支援や先端的・独創的な各種研究プロジェクトの推進に加えて学術情報システムの活用や学内ネットワークの支援等を実施している。以上から、各施設の構成は教育研究を行う上で適切なものとなっている。

2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点2 - 2 - : 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

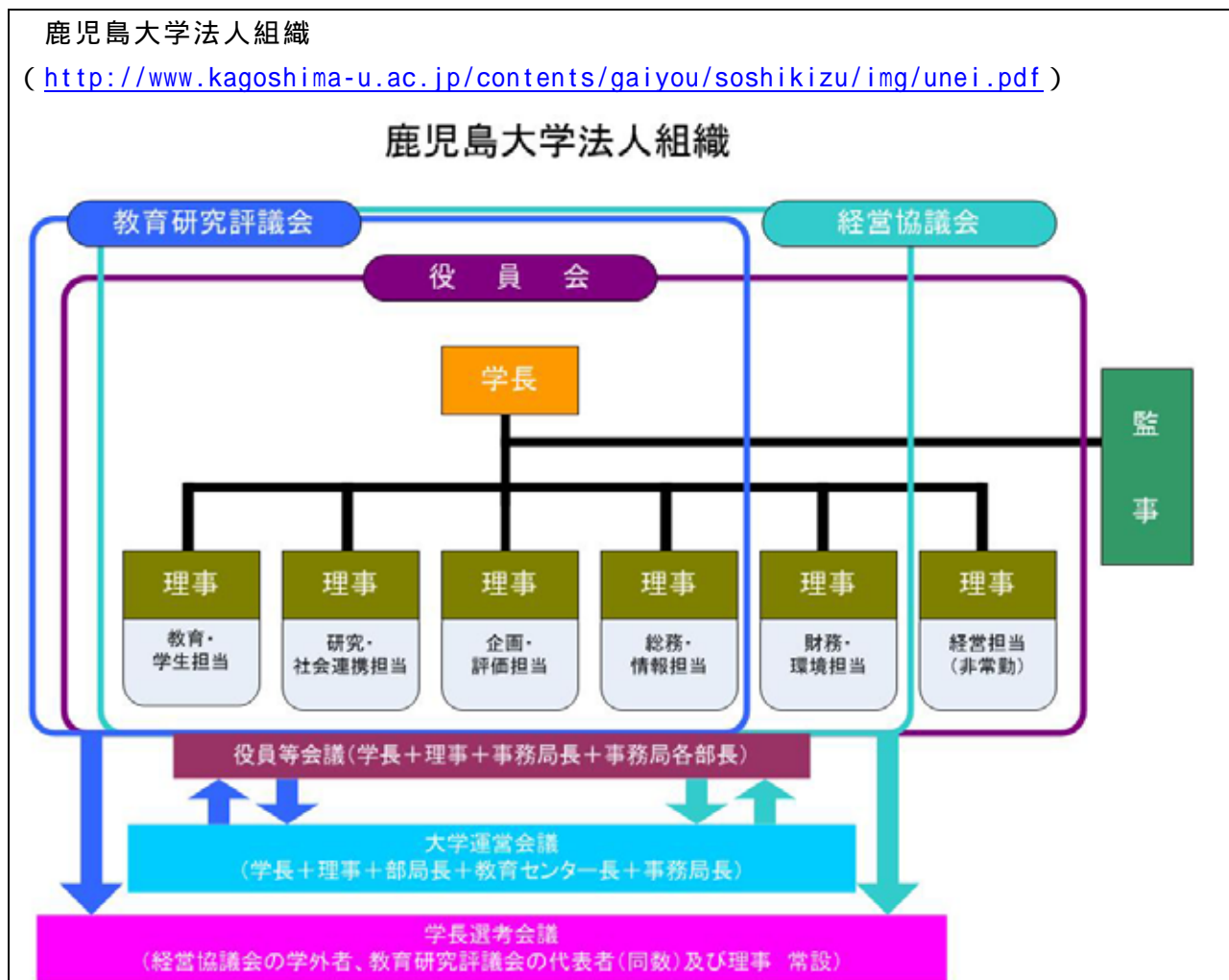
【観点到る状況】

教育研究に関する事項を審議するため、全学的(資料2 - 2 - - A、資料2 - 2 - - B)には教育研究評議会(資料2 - 2 - - C)(8月を除く毎月開催)が設置されている。審議事項は、全学として重要な規則の制定、または改廃、教育課程の編成方針、学生の入学、卒業又は課程の修了に係る事項等で

ある。

部局では、教授会(資料2-2--D) 研究科委員会(資料2-2--E)等が設けられている。教授会等では、教育課程の編成、学生の入学、卒業等、教育に関する重要事項を審議しており、それぞれ毎月1~2回(8月は除く)開催している。

資料 2 - 2 - - A



(出典 鹿児島大学ウェブサイト)

資料 2 - 2 - - B

国立大学法人鹿児島大学組織規則(抜粋)
(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000011.html)
(運営組織)

第20条 本法人に、役員会、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議及び役員等会議を置く。

2 前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(出典 国立大学法人鹿児島大学組織規則)

資料 2 - 2 - - C

国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則（抜粋）

(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000041.html)

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 4名
- (3) 各学部長
- (4) 医学部・歯学部附属病院長
- (5) 大学院医歯学総合研究科長
- (6) 大学院司法政策研究科長
- (7) 大学院臨床心理学研究科長
- (8) 大学院連合農学研究科長
- (9) 附属図書館長
- (10) 学内共同教育研究施設の代表者 1名
- (11) 教育センター長
- (12) 各副学部長 各1名
- (13) 事務局長

(審議事項)

第3条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)に関する事項(経営に関する事項を除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(経営に関する事項を除く。)
- (3) 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

(出典 国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則)

資料 2 - 2 - - D (部局例示)

鹿児島大学法文学部教授会規則（抜粋：学士課程例）

(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89001341.html)

(組織)

第2条 教授会は、鹿児島大学法文学部の専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第4号に規定する事項のうち最終選考を行う場合は、構成員のうち教授

をもって組織する。

(審議事項)

第4条 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 学部長及び副学部長の選考に関する事項
- (4) 教員の採用及び昇任の選考に関する事項
- (5) 中期目標・中期計画及び年次計画に関する事項
- (6) 概算要求に関する事項
- (7) 学部予算に関する事項
- (8) その他教育又は研究に関する重要事項

(出典 鹿兒島大学法文学部教授会規則)

資料2 - 2 - - E (部局例示)

鹿兒島大学大学院人文社会科学研究科委員会規則(抜粋:大学院課程例)

(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89002301.html)

(組織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科を担当する専任の教員

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 教員の選考その他身分に関する事項
- (2) 教育課程、試験等に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、休学、除籍及び賞罰その他身分に関する事項
- (4) 学位に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 研究科諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (7) その他研究科に関する重要事項

(出典 鹿兒島大学大学院人文社会科学研究科委員会規則)

【根拠資料欄】

なし

【分析結果とその根拠理由】

全学的には教育研究評議会で教育分野での重要事項を審議している。これを受けて各学部、研究科の教授会等では、学部・研究科での教育運営全般について審議している。教育研究評議会、教授会等は、毎月1～2回(8月は除く)開催されており、全学と学部の課題について連携しながら活動していることから、教育活動に係る会議体として十分な機能を果たしている。

観点 2 - 2 - : 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

教育課程や教育方法等を検討するために、全学委員会として、教務委員会(資料 2 - 2 - - A)、大学院教務委員会(資料 2 - 2 - - B)を設けている。両委員会では、学部学生、大学院学生に関する教務事項(履修及び修学等)を審議(別添資料 2 - 2 - - 1)している。この他、大学全体の教育の充実・発展及び共通教育の運営のために教育センター会議(資料 2 - 2 - - C)も設置し、それぞれ毎月 1 ~ 2 回(8 月は除く)開催している。これらの全学的な委員会の機能充実を図るために、下部組織(企画立案組織)として教育改革室(資料 2 - 2 - - D)も設けている。

資料 2 - 2 - - A

国立大学法人鹿児島大学教務委員会規則(抜粋)

(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000141.html)

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する学長補佐
- (3) 各学部の教授、准教授又は講師のうちから選出された者 各 1 名
- (4) 留学生センター及び学術情報基盤センターの専任教員のうちから選出された者 各 1 名
- (5) 教育センター会議から選出された委員 1 名
- (6) 学生部長

2 前項第 3 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部学生の履修及び修学に関する事項
- (2) 学部学生の教務に係る情報処理に関する事項
- (3) 学部学生の教務に係る規則に関する事項
- (4) その他教務に関する全学的事項

(出典 国立大学法人鹿児島大学教務委員会規則)

資料 2 - 2 - - B

国立大学法人鹿児島大学大学院教務委員会規則(抜粋)

(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89004781.html)

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する学長補佐
- (3) 各研究科の教授、准教授又は講師のうちから選出された者 各 1 名(理工学研究科にあっては、理学系及び工学系 各 1 名)
- (4) 留学生センター及び学術情報基盤センターの専任教員のうちから選出された者 各 1 名
- (5) 教育センターの専任教員のうちから選出された者 1 名
- (6) 学生部長

2 前項第 3 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院の教務に関する事項
- (2) 大学院の連絡調整に関する事項
- (3) その他大学院の教育に関する重要事項

(出典 国立大学法人鹿児島大学大学院教務委員会規則)

資料2 - 2 - - C

鹿児島大学教育センター会議規則（抜粋）

(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000151.html)

(組織)

第2条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育センター長
- (2) 副教育センター長
- (3) 高等教育研究開発部部长、共通教育企画実施部部长及び外国語教育推進部部长
- (4) 共通教育企画実施部副部长 2名
- (5) 専任教員
- (6) 第7条第1項第3号、第8条第1項第2号及び第11条第1項第4号に規定する委員のうちから、各学部1名
- (7) 第9条第1項に規定する各専門委員会の委員長

(審議事項)

第3条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 高等教育の研究、開発・提言等に関すること。
- (2) ファカルティ・ディベロップメントの開発・提言に関すること。
- (3) 教育評価の基準と方法の研究に関すること。
- (4) 共通教育科目等の授業に関すること。
- (5) 共通教育科目等担当の非常勤講師の選考に関すること。
- (6) 共通教育科目等の既修得単位の認定及び技能審査(外国語検定試験)合格者等の単位認定に関すること。
- (7) 外国語教育の研究、改善等に関すること。
- (8) 教育センター(以下「センター」という。)の自己点検・評価の実施に関すること。
- (9) センターの予算・決算に関すること。
- (10) 大学教育の全学的な連絡調整に関すること。
- (11) その他センターの運営及び業務等に関すること。

(出典 鹿児島大学教育センター会議規則)

資料2 - 2 - - D

国立大学法人鹿児島大学教育改革室設置要項（抜粋）

(http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89005171.html)

(業務)

第2条 室は、次に掲げる事項の企画立案又は提言の業務をつかさどる。

- (1) 教育課程の改善に関すること。
- (2) 教育方法の改善に関すること。
- (3) 修学支援の改善に関すること。
- (4) 教育の点検・評価の改善に関すること。
- (5) その他教育改善に関すること。

(組織)

第3条 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 教育センター長
- (3) 学長が指名する学長補佐 若干名
- (4) 教育センター高等教育研究開発部部长
- (5) 学生部長

- | |
|---|
| (6) 教務課長
(7) 教育センター事務室長
(8) その他学長が必要と認めた者 |
|---|

(出典 国立大学法人鹿児島大学教育改革室設置要項)

【根拠資料欄】

別添資料2 - 2 - - 1 共通教育の改革について(拡大教育改革室(第1回)議事要旨)

【分析結果とその根拠理由】

教育課程や教育方法を全学的に審議するために教務委員会及び大学院教務委員会を設置し、共通教育等に関しては教育センター会議で審議している。さらに教育改革室が教育改善の推進を図る役割を担っている。

以上から、教育課程や教育方法等を検討する会議体は整備されており、実質的な検討が行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学には、学内共同教育研究施設が多数配置され、特にアジア太平洋地域の福祉発展への寄与を目的とした「多島圏研究センター」、常設展示室を備え日常的に一般公開している「総合研究博物館」、生涯学習の課題と方法を地域のニーズに従って提供している「生涯学習教育研究センター」は、学部、研究科の教育研究をサポートすると同時に多面的な地域貢献の役割を果たしている。また、「稲盛経営技術アカデミー」のような本学独自の施設も設置されている。これら教育研究をサポートする体制が充実し、学内全体として連携している点は優れている。

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準2の自己評価の概要

本学は、8学部10研究科及び様々な学内共同教育研究施設、附属病院等を持ち、多種多様な教育研究を実践することができ、様々な学生の受け入れが可能となっている。また、学部、研究科それぞれの編成についても、本学の目的(基本理念)に基づき個々の特性を尊重して、学科、課程等、様々な形での教育が行われている。

これらの組織(各部局)をうまく機能させるために、全学的な審議体制(教育研究評議会)や各部局での教授会等、教育に係る事項を審議する体制を整えるとともに、教育課程や教育方法等を検討するために、教務委員会、大学院教務委員会を設け、企画及び具体的な審議・検討を行っている。加えて、共通教育及び基礎教育の運営を円滑にするために教育センター会議も設置している。

このほか、学部・研究科をサポートする組織として、12の学内共同教育研究施設等を設置し、教育研究等に関する支援や先端的・独創的な各種研究プロジェクトの推進を行うと同時に学術情報システムの活用や学内ネット

ワークの支援等を実施している。

以上のように、総合大学として、教養教育、学部専門教育、研究科、それを支えるための学内共同教育研究施設等、多種多様な組織がそれぞれ適切に整備され、機能を果たすと同時に、互いに教育及び連携を図りながら、活性化できる体制を整えている。よって、教育研究組織に関しては、実施体制が整備され、機能していると判断される。

